

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

複写してご使用ください

※処理事項	現年度	新年度	両年度

(1) 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

余市町長 様 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒 -)	印	連絡者 係 氏名 電話 () -	特別徴収義務者 指定番号	宛名番号		
		名称 (氏名)						
		個人番号 又は法人番号						
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名 旧姓()	円	月分から 月分まで	円	円	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日							控除社会保険料額
	個人番号							円
	1月1日現在の住所							退職手当の支払額
現住所							円	

(2) 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。		・	円	円	左記の一括徴収した税額は__月分で納入します。 (翌月10日納期限)
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で 特別徴収の継続の希望がないため。		・	円		

一括徴収できない理由

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 転勤、再就職により特別徴収継続の希望があるため。
3 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。

異動の事由が「死亡」の場合、相続人の連絡先も記入してください。

相続人住所	〒
相続人氏名	続柄

(3) 特別徴収の継続先(異動後の未徴収税額の徴収欄で"1"を選択した場合)に記入してください

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (〒 -)	連絡者 係 氏名 電話 () -
	名称 (氏名)	

【記載注意】

- ・ ※の欄は記載は不要です。
- ・ 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- ・ 「個人番号」欄は特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。

1 一月一日から四月三十日までの間に退職した者で未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。
2 退職者については、この異動届とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
3 転勤、再就職等により、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には(3)の事項を記入してください。